

・治療を目的としない胚の研究への反対論を検討し、その反対根拠を否定して斥ける。

■ 第1節

● 事実に関する問題 「個々の人間の生命はいつ始まるのか」 (50)

・「受精＝個々の人間の生命の開始」とする議論

…… 「新しく受精した卵子と、初期胚、そして私が、ある意味で同じ個体だと主張すること」 (51)

⇒ では、この場合「個体」という語はどのような意味で使われているのか。

① 遺伝的連続性があるという意味

② 数的な連続性がある、両者は同一の単数のものである、という意味

①について、受精卵はたしかに卵子や精子とは遺伝的にも数的にも連続していない…… たしかに、「遺伝的に新しい生命」である。

だが、②は、受精後14日以内の〔初期〕胚については妥当しない。一卵性双生児の可能性、逆にキメラ（二つの受精卵から単一個体が生まれる）の可能性がある。

「8分割細胞の段階までの胚においては、個々の細胞が融合していないという言意味で、単胚細胞の1つ1つが別々の個体である」 (53)

⇒ 8人の個体になる可能性がある。…… 「個体としてのヒトの生命は、受精の瞬間ではなく、受精後およそ14日前後に始まるのだと主張する方が無難だろう」 (55)

■ 第2節

● 道徳的な問題 14日の「ハードルを超えた」段階の胚は研究利用＝破壊してはならないと言えるか。(55)

・「すべての人間には生きる権利がある ⇒ 人間の胚は人間である。⇒ 人間の胚には生きる権利がある」という三段論法

⇒ 標準的反論 …… 「すべての人間には生きる権利がある」を受け入れた上で、「人間の胚は人間である」を否定する。

⇒ だが、胚はホモ・サピエンスという種に属する「ヒト」である以上、この反論は成功しない。

⇒ 「すべての人間には生きる権利がある」という前提を「疑う余地のない道徳原理だと考えるのをやめ」という道がある。

・豚や牛を殺すより人間を殺すのに抵抗があるのはなぜか。

⇒ 人間と他の動植物は「違う」からだ、と言われる。

⇒ だが、「多くの違いがあるが、そのうちの違いによって、この区別が正当化されるのだろうか」

⇒ 「道徳的に重要な違い」＝精神的能力

「人間には生きる権利があるという主張の妥当性は、人間には一般に他の生物にはない精神的な特性があるという事実にもとづいている」 (57)

⇒ もし、人間には生きる権利があるというときの「人間」を精神的特性の有無で区別しているとするれば、胚は精神的特性を備えていない。ホモ・サピエンスという種に属すとしても精神的特性はない。

⇒ 「人間」と「ヒト」は違う。

・ 第一の前提 「人間には生きる権利がある」という際の「人間」は、「特定の精神的な特性を持つ存在」を指すが、第二の前提、「胚は人間である」というときの「人間」は「ホモ・サピエンスという種の構成員」を指す。とすれば「人間」が別の意味で用いられることで議論が進められており、間違っている。

⇒ それに対して、もし第一の前提の「人間」を「ホモ・サピエンスという種の構成員」として、「ヒトには生きる権利がある」と言えるならば、この三段論法は成立していることになる。

⇒ とすると、「ある生物種の構成員であるということ自体が道徳的に重要なことであり、ある存在を殺すことが間違っている根拠もそこにあるという考えを正当化しなければならなくなる」 (58)

⇒ だがそれは正当化できない。

⇒ なぜなら、「もし我々が何かを破壊することが間違っていると考えるなら、単にそれがどの種に属しているかではなく、その存在が現実どんな特性を持っているかに注目しているはず」だから (58)。

⇒ たとえば、まったくヒトとは別の種に属す宇宙人が、精神的特性を持っているとしたら、その宇宙人は「ヒト」ではないからといって「殺すことが許されるだろうか」→ 許されないと思うだろう。

…… 結局、「すべての人間には生きる権利がある」というときの「人間」は、ある種の精神的特性を持つ存在、ということではない。

■ 第3節

● 潜在的に人間であるという議論

・どこから「潜在性」が開始するのか

…… 後からみれば、問題の「胚」になる以前の「卵子」や「精子」も、潜在的にその人を存在させた原因だ、と言ってしまう。

「個々の人格の存在が問題になる場合には、その存在を阻む出来事がいつ起こったのか、それが受精の前なのか後なのか、あるいはまた原始線条が発生する前なのか後なのか、そういったことはすべてどうでもいい」 (60)

・妊娠や出産について選択するとき、私たちはつねに「異なる個体の中で選択している」ことになる。 (61)

・「たとえば、いつ誰と避妊せずに性交をし、これから2人の子どもを持つのか、それとも3人の子どもを持つのかといったような妊娠出産についての色々な選択を正当化することに比べて、ひとの初期胚の破壊を正当化することは難しいことではない」 (61)

■ 第4節

● 胚の利益に配慮すべきだと言えるのはいつからか……「感覚」をもつようになってから

・「胚に対する実験を制限する必要があるのは、胚に痛みを感じる能力がそなわった段階になってからのことである」→ とすれば、同じく感覚を備えた動物実験も制限すべき。

・実際にはどのくらいの時期か…… 18週目または20週目ではないか。慎重に慎重を重ねても、28日くらいだろう」 (63)

■ コメント——第2節の議論について

ポイントは、我々は、種に属していなくても「特定の精神的特性を備えている存在」を殺してはならないと考えるだろう、という議論を介して、「人間」を殺してはならない理由もまた「種に属しているからではなく、特定の精神的特性を備えた存在」だからだ、と主張する点。つまり、シンガーらは、「人間」を「ある精神的特性をもつ」ことで他の動物から区別する際、宇宙人の例を用いて、

★ 「①ある精神的特性を備えているならば、②ヒトに属していなくても、「殺してはならない」と言える」

とする。これは、①がその存在を「殺してはならない」と言うための「十分条件」だ、ということである。

⇒ だが、①は「必要条件」でもあるのか。シンガーらの議論はそこまでは言っていない。とすれば、

★★ 「①ある精神的特性を備えていなくても、②ある種（例えばヒト）に属して【+かつ、すでに個体として世界に存在して】いるならば、それを「殺してはならない」と言える」

のではないか。シンガーの議論は、②+【】もまた、「殺してはならない」というための「十分条件」だという議論を否定しない。

「②+【】がなくても、①だけでも殺してはならない理由になる」と言えるからといって、

「②+【】があっても、①がなければ殺してよい」=「①だけが殺してはならない理由である」とまでは言えない。

とすれば、「人間個体中心主義」の観点からは、少なくとも①か②の一方が成立すれば、それだけで「殺してはならない」理由になると言える。「①がなくても、②+【】だけでも殺してはならない理由になる」と言える余地がある。⇒ とはいえ、「★★」を支持することは、「胚研究=殺人」という主張を支持することではない。★★は、殺してはならない「人間」とは、②+【個体として世界に既に生まれてきた存在】としているからである。そしてじっさい、人工妊娠中絶はこの【母体外生存可能性】基準をとっている。